

令和6年度宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金交付規程

(趣旨)

第1 みやぎおうえんコンソーシアム(宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局)(以下「補助金事務局」という。)は、宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業及び宮城県中小企業等再起支援事業運営事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第1に定める趣旨に基づき、厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者に対して、県内物流機能の維持を図るため、交付要綱第8の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において令和6年度宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる補助対象者は、宮城県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者(みなし大企業を除く。)とし、補助対象車両、補助率及び補助単価は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、様式①による補助金交付申請書(オンライン申請の場合は、「宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業 WEB 申請フォーム」による)を補助金事務局に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象車両申請書及び全ての申請車両の自動車検査証の写し(様式②)
- (2) 事業用自動車の種別ごとの数が記載されている一般貨物自動車運送事業経営許可、特定貨物自動車運送事業許可又は貨物軽自動車運送事業経営届けに係る申請又は届出書類の写し(変更した場合にあっては、変更申請又は届出書類の写し)(様式③の1)
- (3) 提出書類確認票(様式③の2)
- (4) 法人にあっては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可、発行から3ヶ月以内のもの)、個人にあっては本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)【運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)、住民票の写し、各種健康保険証の写しなどのいずれか1点】
- (5) 資本金または出資金が3億円をこえる法人にあっては法人事業概況説明書等常時使用従業員数がわかる書類
- (6) 複数の事業を行っている事業者にあっては、法人事業概況説明書等それぞれの事業の売上額がわかる書類
- (7) 県税納税証明書(写し可、発行から3ヶ月以内のもの)
- (8) 別表1に記載の補助単価の上乗せ分を含めて交付の申請をしようとする場合、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者にあっては、令和6年4月から6月までの全ての月において、1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録(貨物自動車運

送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第八条第一項第一号から第三号に規定する事項が全て記載されているもの）、それ以外の事業者にあつては、交付申請書（様式③の3）及び補助金事務局が必要と認める書類

（9） その他補助金事務局が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

（1） 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（2） 県税に未納がある者

4 補助金事務局は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、宮城県知事を経由して県警本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

第4 補助金事務局は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 補助金事務局は、前項の審査において、申請書類の内容に疑義がある場合等、必要があると認められる場合は現地調査等により交付申請書、運行記録等の内容を確認するものとし、補助事業者は、その調査に協力しなければならない。

3 補助金事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

（1） 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（2） 補助事業者は、補助金事務局が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

（決定の取消し）

第5 補助金事務局は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第6 補助金事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第7 補助事業者は、第5の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を補助金事務局に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した

延滞金を補助金事務局に納付しなければならない。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

(その他)

第9 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

別表1

補助対象車両	補助率	補助単価 ※1
<p>以下の全てを満たす車両。ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの及び二輪自動車、被牽引自動車を除く。</p> <p>(1) 補助事業者が、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、運送事業のために使用していること。</p> <p>(2) 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両であること。</p> <p>(3) 用途が貨物または特種であるもの。</p> <p>(4) 事業用であるもの。</p> <p>なお、上記の条件を全て満たす車両のうち、令和6年4月から6月の各月において長距離貨物運送（※2）を1回以上行っている車両について、補助単価に0.5倍の額を上乗せする。</p>	定額	<p>括弧内上乗せ分</p> <p>小型・軽以外（普通・牽引） 1台につき3万円 (1.5万円)</p> <p>小型 1台につき2万円 (1万円)</p> <p>軽 1台につき1万円 (5千円)</p>

※1 車両の区分は一般貨物自動車運送事業経営許可、特定貨物自動車運送事業許可又は貨物軽自動車運送事業経営届による区分。

※2 「長距離貨物運送」とは、一の運行（自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。）の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）第四条第一項第三号による。）